

## 古物営業関係法令の解釈基準等について（例規）

最終改正 平成24. 11. 2 例規務第22号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号。以下「令」という。）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）についての解釈の基準を、下記のように定め、平成7年10月18日から実施することとしたから、これらの法令の解釈及び運用に誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 「古物」について（法第2条第1項関係）

##### 1 「使用」の意義等について

- (1) 法第2条第1項中「使用」とは、物品をその本来の用法に従って使用することをいう。  
例えば、衣類についての「使用」とは着用することであり、自動車についての「使用」とは運行の用に供することであり、美術品についての「使用」とは鑑賞することであり、商品券についての「使用」とはこれを交付等して商品の給付等を受けることである。
- (2) 法第2条第1項中「使用のために取引されたもの」とは、自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたものをいう。したがって、小売店等から一度でも一般消費者の手に渡った物品は、それが未だ使用されていない物品であっても「古物」に該当する。  
例えば、消費者が贈答目的で購入した商品券や食器セットは、「使用のために取引されたもの」に該当する。
- (3) 法第2条第1項中「幾分の手入れ」とは、物品の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で修理等を行うことをいう。例えば、絵画については表面を修補すること、刀については研ぎ直すことである。

##### 2 金券類について

- (1) 法第2条第1項中「商品券」とは、当該証票を提示、交付等して商品の交付等を受けることができる証票をいい、百貨店等の商品券のほか、ビール券、図書券、文具券、お米券等が含まれる。また、同項中「乗車券」とは、当該証票を提示、交付等して電車、列車、バス等に乗車することができる証票をいい、普通乗車券のほか、特急券、指定席券、電車やバスの回数乗車券等が含まれる。
- (2) 令第1条第2号中「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせる場所をいう。また、同号中「美術館、造園地、動物園、博覧会の会場」に類する「不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所」とは、博物館、水族館、植物園等をいい、鉄道の駅や競馬場等の公営競技場はこれに該当しない。
- (3) 令第1条第4号イに掲げるものにはJRのオレンジカード、イオカード等が、同号ロに掲げるものにはテレホンカード等が、同号ハに掲げるものにはタクシークーポン、タクシーカード等が、同号ニに掲げるものには高速道路の回数券、ハイウェイカード等がそれぞれ含まれる。

##### 3 大型機械類について

- (1) 令第2条第2号の「航空機」には、固定翼の航空機のほか、回転翼の航空機（ヘリコプター）、滑空機（グライダー）等が含まれる。
- (2) 令第2条第3号中「鉄道車両」とは、鉄道の客車、貨車、機関車等をいい、索道（ロープウェイ等）等の車両はこれに含まれない。
- (3) 令第2条第4号に該当する機械であるためには、

ア 「コンクリートによる埋め込み、溶接、アンカーボルトを用いた接合」又は「これらと同等以上の強度を有する接合方法」により土地又は建造物に固定して用いられるものであること。

イ 「容易に取り外すことができない状態」で土地又は建造物に固定して用いられるものであること。

ウ 重量が1トンを超えるものであること。

の3要件を同時に満たさなければならない。

このうち、前記第1の3の(3)のアの「コンクリートによる埋め込み、溶接、アンカーボルトを用いた接合」と「同等以上の強度を有する」接合方法とは、相当程度の外圧や自然力に対し、「コンクリートによる埋め込み、溶接、アンカーボルトを用いた接合」と同程度以上の耐性を有する接合方法をいう。

なお、「アンカーボルト」とは、末端が二又に分かれた埋込ボルトをいう。

また、前記第1の3の(3)のイの「容易に取り外すことができない状態」で固定されているとは、前記第1の3の(3)のアの要件を満たすことを前提として、更に外圧以外の何らかの作為を加えても取り外すことが困難な状態で固定されていることをいう。

例えば、アンカーボルトにより土地又は建造物に固定されて用いられる1トンを超える機械であって、ア及びウの要件を満たすものであっても、当該機械とアンカーボルトを締め付けるナットがコンクリート等により覆い隠されておらず、露出しているため、そのナットを緩めれば容易に取り外すことができるようなものは、前記第1の3の(3)のイの要件を欠き、令第2条第4号に掲げる機械には該当しない。

- (4) 令第2条第5号中「自走することができるもの」とは、人力、電気、原動機その他動力の種類を問わず、その場所を移動できる構造又は装置を有するものをいう。したがって、油圧ショベル等原動機等を内蔵している機械のほか、自転車のように人力によってその場所を移動できる構造を有するものもこれに含まれる。

また、「けん引されるための装置」とは、車輪やけん引のためのフック等をいう。

## 第2 「古物営業」について（法第2条第2項関係）

- 1 法第2条第2項第1号中「自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けること」とは、あくまでも自己が売却した物品を当該売却の相手方から第三者を介在させず直接買い受けることに限られる。すなわち、例えば、AがBに売却した物品をAがBからCを介在させて買い受ける行為はこれに該当しない。

なお、ここでいう「自己」とは、法的人格を一にすることをいい、例えば、A県に甲営業所を、B県に乙営業所を有する法人の場合、甲営業所で売却した物品の売却の相手方から当該物品を乙営業所で買い受けることも、「自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けること」に該当する。

- 2 法第2条第2項第1号の「古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手

方から買い受けることのみを行う営業」には、「古物を売却すること」及び「自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けること」の双方の行為を行っているが、それ以外の行為を行っていない営業もこれに該当する。

- 3 法第2条第2項第2号中「古物市場」とは、複数の古物商が来集し、当該古物商間における古物の円滑な取引のために利用される場所であり、「古物市場主」とは、古物市場を複数の古物商にその取引の場として提供し、その取引を円滑に行わしめることにより、入場料、手数料等を徴収する形態の営業を行う者である。

したがって、古物商間の取引に利用させるため場所を提供している者であっても、無料で提供している場合はもちろん、室料等を徴収しているが、それが単なる場所の提供の代価にとどまり、古物商間の取引の遂行に一切関与しないような場合は、古物市場主には該当しない。

- 4 いわゆるリサイクルショップ、バザー又はフリーマーケットにおいて行われている取引が古物営業に該当するかどうかについては、その取引の実態や営利性等に照らし、個別具体的に判断する必要がある。

例えば、無償又は引取料を徴収して引き取った古物を修理、再生等して販売する形態のリサイクルショップは、法第2条第2項第1号の「古物を売却すること」のみを行う営業として法の規制の対象から除外されるが、古物の買取りを行っている場合には、古物営業に該当する。

一方、いわゆるバザーやフリーマーケットについては、その取引されている古物の価額や、開催の頻度、古物の買受けの代価の多寡やその収益の使用目的等を総合的に判断し、営利目的で反復継続して古物の取引を行っているとは認められる場合には、古物営業に該当する。

### 第3 古物営業の許可等について

#### 1 一般的留意事項

許可申請書類の記載は、簡潔で必要十分なもので足りることとともに、審査事務の合理化、審査期間の短縮化を図り、申請者に無用の負担をかけることのないよう努めること。

#### 2 許可の基準について（法第4条関係）

- (1) 法第4条第1号該当の有無については、原則として、規則第1条第3項第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロの市区町村の長の証明書による書面審査により判断すること。ただし、非定住外国人については、当該市区町村長の証明書が交付されないため、当該書類を添付させることを要しない。
- (2) 刑の執行猶予の言い渡しを受けてその期間が経過した者又は大赦若しくは特赦を受けた者は、法第4条第2号の「刑に処せられ」た者には該当しない。
- (3) 法第4条第7号中「第13条第1項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由がある」場合とは、管理者として選任しようとする者を具体的に決定していない場合や管理者として選任しようとする者が当該営業所若しくは古物市場に勤務しておらず、又は当該営業所若しくは古物市場において責任ある職に就いている者でなく、当該営業所若しくは古物市場に係る管理者の職務を適切に遂行することが到底期待できない場合等である。
- (4) 法第4条第8号中「役員」とは、例えば、株式会社又は有限会社の取締役及び監査役、

合名会社又は合資会社の業務執行社員、事業協同組合の理事及び監事等をいう。

### 3 許可申請書に記載する古物の区分について（法第5条第1項第3号関係）

- (1) 規則第2条第4号中「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち同法第3条に規定する自動二輪車以外のものをいい、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の軽自動車、小型自動車等であって三輪又は四輪のものを含む。
- (2) 規則第2条第5号中「自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する自動二輪車をいい、道路運送車両法上の軽自動車、小型自動車であって二輪のものを含む。  
また、同号中「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 規則第2条第4号、第5号又は第6号中「部分品」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車又は自転車の一部を構成する物品であって、これらの一部を構成して用いられるものをいう。
- (4) 古物営業法施行規則（昭和24年総理府令第7号。以下「旧規則」という。）第2条第7号の「ミシン」や令第2条第1号の「総トン数20トン未満の船舶及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟」は、規則第2条第9号の機械工具類に含まれる。

### 4 行商について（法第5条第1項第5号関係）

法第5条第1項第5号中「行商」とは、古物商が営業所以外の場所で行う古物の取引をいう。したがって、

- (1) 自動車のセールスマン等が取引の相手方の住所又は居所において行う古物の売買
  - (2) 古物市場において古物商間で行う古物の取引
  - (3) いわゆる展示即売会における古物の売却
- 等はすべて行商に含まれる。

なお、古物商が「その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取る」行為は、法第14条第1項において禁止されているため、たとえ行商をしようとする者である旨の記載を含む許可申請書を提出した者であっても、かかる行為を行うことは許されない。

### 5 URLの届出（法第5条第1項第6号関係）

- (1) 法第5条第1項第6号中「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。・・・）により公衆の閲覧に供」することは、ホームページに掲載することを指す。
- (2) 法第5条第1項第6号中「国家公安委員会規則で定める通信手段」として定められた「取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段」（規則第2条の2）とは、電話、電子メール、郵便等非対面で使用できる通信手段をいう。
- (3) 法第5条第1項第6号中「自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号」とは、ホームページのURLを指す。
- (4) 古物の売買、交換等の申込みの誘引が行われていないホームページは、法第5条第1項

第6号に規定する「取り扱う古物に関する事項を・・・公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを・・・受ける方法」を用いることには当たらないので、URLの届出対象とはならない。また、個々の情報ごとに無作為にURLが割り当てられ、古物商が一定のURLを反復継続して用いることができないインターネット上の掲示板に、古物取引に関する情報を掲載する場合も、URLの届出対象とはならない。

(5) 許可申請書にホームページのURLを記載する場合には、英字は活字体で記入し、誤読されやすい文字には適宜振り仮名を振らなければならない。ただし、ワープロソフト等によりURLを印字した別紙を許可申請書に添付する場合は、URLを記載して振り仮名を振る必要はない。

(6) 規則第1条第3項第5号中「当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の・・・送信元識別符号・・・を使用する権限のあることを疎明する資料」には、申請者がプロバイダやインターネットのモールショップの運営者からそのホームページのURLの割当てを受けた際の通知書の写し等が該当する。

なお、資料を紛失、汚損等した場合は、株式会社日本レジストリサービスの「WHOIS」で公開されている情報で所要の疎明ができるならば、当該情報を印刷した書面を提出することもできる。

(7) 前記第3の5の(6)の通知書に申請者に係るID・パスワードが記載されている場合には、これらが削除された写しを提出することが望ましいので、この旨を周知すること。この場合において、仮に申請者が当該ID・パスワードが記載されたものを持参したときには、申請者に対しその旨を教示すること。

(8) 既に許可を受けている古物商が、新たにホームページを利用した古物の取引を開始したとき又は届出済みのURLを変更したときも、前記第3の5の(1)から(5)までと同様の届出が必要となる。

#### 6 不許可の場合の手続について（法第5条第3項関係）

法第5条第3項の規定による許可をしない旨の通知に係る理由付記は、具体的な事実を提示して行うこと。

#### 7 許可証の再交付について（法第5条第4項関係）

法第5条第4項中「許可証を亡失」した場合とは、紛失、盗取等により許可証の所在が不明になった場合をいい、同項中「許可証が滅失」した場合とは、焼失等により許可証が物理的に消滅した場合をいう。

#### 第4 許可の取消しについて（法第6条関係）

今回の法改正に伴い、旧法第5条第2項の長期休業に係る届出の手続は廃止された。したがって、古物商又は古物市場主（以下「古物商等」という。）は、30日以上継続して休業する場合であっても公安委員会に届け出る必要はないが、引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいない場合には、法第6条第3号の許可の取消事由に該当することとなることに留意すること。

#### 第5 競り売りの届出について（法第10条関係）

##### 1 競り売りの届出（法第10条第1項関係）

法第10条第1項の規定による競り売りの届出については、その日時及び場所が確定しており、かつ、実施されることが確実である限り、複数の競り売りについて一括して届け出るこ

とも許容される。ただし、届け出た後、予定が変更となった場合には、速やかに競り売りを  
する場所の所轄警察署にその旨を届け出る必要がある。

## 2 ホームページを利用した競り売りの届出（法第10条第2項及び第3項関係）

- (1) 法第10条第2項中「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供」  
することの意義については、前記第3の5の(1)を参照すること。
- (2) 法第10条第2項中「自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の  
符号」の意義については、前記第3の5の(3)を参照すること。
- (3) 法第10条第2項中「競り売りをしようとする期間」については、引き続き6月以上営業  
を休止していることが許可の取消事由に含まれていることを踏まえ、6月を上限とするよ  
う指導すること。
- (4) 規則第2条の2中「取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段」の意義について  
は、前記第3の5の(2)を参照すること。
- (5) 法第10条第3項中「古物競りあつせん業者が行うあつせんを受けて」とは、インターネ  
ット・オークションに出品することを指す。

## 第6 古物競りあつせん業について

### 1 定義（法第2条第2項第3号及び第5項関係）

#### (1) 「あつせん」の意義

法第2条第2項第3号中「あつせん」とは、インターネット・オークション事業者につ  
いて、古物を売却しようとする者と古物を買受けようとする者とが、当該事業者の提供  
するシステムを利用することにより、競りの結果として相互に結び付くという機能が生じ  
ることを指すものである。

#### (2) 「競りの方法」の意義

法第2条第2項第3号中「競りの方法」とは、多数人に対し、お互いの提示条件を知る  
ことができる状態で買受けに係る申出をさせ、最も有利な価格での買受けの申入れ者を決  
定する方法をいう。したがって、買受けに係る申出をする者がお互いの提示条件を知るこ  
とができないものや、古物を買受けようとする者が売却しようとする者を募るものは、  
該当しない。

ア 令第3条第1項中「その者から送信された古物に関する事項」とはいわゆる出品情報  
を、同項中「その買受けの申出に係る金額」とは入札額等を指す。

イ 令第3条第1項中「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供」  
することの意義については、前記第3の5の(1)を参照すること。

#### (3) 「営業」の意義

ア 法第2条第2項第3号中「営業」とは、営利の目的をもって同種の行為を反復継続し  
て行うことをいい、出品料、落札手数料、システム利用料等その名称のいかんを問わず  
、利用者からインターネット・オークションに係る対価を徴収している場合が「営業」  
に当たり、サイトのバナー広告により収入を得ていて、利用者からインターネット・オ  
ークションに係る対価を徴収していない場合には、「営業」には当たらない。

イ いわゆるe-マーケット・プレース（インターネットを利用して事業者間の取引を電  
子的に処理する電子商取引市場をいう。以下同じ。）等に複数の事業者が参加し、参加  
する個々の事業者が散発的に古物を売却した場合でも、e-マーケット・プレース等の

全体から見て、古物の売買をしようとする者のあつせんを反復継続して行うことに至らなければ、「営業」には当たらない。

(4) 「古物競りあつせん業者」の範囲

古物営業法は日本国内で適用されるものであるから、法第2条第5項に規定する「古物競りあつせん業者」は、日本国内に「営業の本拠となる事務所」を有する者に限られる。この場合において、「事務所」（営業の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）が日本国内に1つあるときは当該事務所が、複数あるときはそれらのうち主たるものが、それぞれ「営業の本拠となる事務所」に当たる。

2 古物競りあつせん業の届出（法第10条の2関係）

(1) 規則第9条の2第4項第1号中「営業を示すものとして使用する名称」とは、「〇〇オークション」、「□□□市場」といった、インターネット・オークションのサイト名等をいう。

(2) 古物競りあつせん業者が公安委員会の管轄区域を異にして営業の本拠となる事務所を変更したときは、変更後の営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に、変更の届出書を提出することとなる。

(3) 規則第9条の2第3項中「あつせんの相手方から送信された古物に関する事項及びその買受けの申出に係る金額に係る自動公衆送信の送信元識別符号」とは、インターネット・オークションのホームページのURLを指す。

(4) 規則第9条の2第3項中「自動公衆送信の送信元識別符号を使用する権限のあることを疎明する資料」については、前記第3の5の(6)を参照すること。

3 出品者の確認（法第21条の2関係）

(1) 出品者の確認の努力義務

ア 古物競りあつせん業者による出品者の確認は、出品を受け付ける前に実施しなければならないので、古物競りあつせん業者が申込みを受けた後直ちに出品を認めようとする場合には、その者の真偽を確認するための措置を即時に行う必要がある。

イ 古物競りあつせん業者による出品者の確認について古物営業法等の規定により行政指導を行う場合には、出品者の確認が努力義務であることに留意すること。

ウ 法第21条の2中「古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受け」ることとは、出品者から出品を受け付けることを指す。

(2) 出品者の確認に係る努力義務を満たしていると認められる措置

ア 古物競りあつせん業者が、出品者からその人定事項（通常、住所、氏名及び年齢があれば十分であるが、これらと同程度の特定ができるものであれば、他の事項でも差し支えない。）の申出を受けるとともに、次の措置を執っていれば、出品者の確認に係る努力義務を満たしていると認めることができる。

(ア) 出品者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを、当該預貯金口座が開設されている金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）第2条に規定する金融機関等をいう。）が承諾していることを確かめること（以下「口座振替による認証」という。）。

(イ) 出品者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る出品者の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができることを確かめること（

以下「通常のクレジットカード認証」という。)

(ウ) 前記 (ア) 又は (イ) の措置と同等以上の効果を有するその他の措置（古物競りあっせん業者が落札者から代金を預かり、出品者の本人名義の預貯金口座に振り込むことを約すること等をいう。）

(エ) 前記 (ア) から (ウ) までの措置を執った者に対して発行した ID・パスワードを入力させる措置

イ 口座振替による認証又は通常のクレジットカード認証を即時に行うための費用負担が経営的に困難と認められるような中小事業者については、これらの認証を即時には行わないが、出品の受付後速やかに行う場合でも、個別具体的な事情に応じ、努力義務を満たしていると認めることができる場合がある。

なお、そのような場合としては、出品者が入力したメールアドレス（フリーメールを提供しているドメインと同じドメインのメールアドレスを除く。）あてに電子メールを送信し、その到達を確かめることも、個別具体的な事情に応じ、想定することができる。

ウ 大規模災害が発生した場合、古物競りあっせん業者の置かれている個別具体的な状況に照らし、前記ア及びイによる出品者の確認を実施することが困難であると公的機関により判断されるようなときには、当該確認をそのとおり実施しなくても法第21条の2の規定に違反するものではない。

#### 4 申告（法第21条の3関係）

##### (1) 申告義務

法第21条の3の規定による古物競りあっせん業者の申告の義務は、出品されている古物の中に、盗品等の疑いのある古物が含まれるかどうかについて、調査することの義務を負うものではない。

なお、申告は、古物競りあっせん業者の自主的な取組みを促すために、行政処分や罰則の対象とされていないため、申告について古物営業法等の規定により行政指導を行う場合には、その趣旨を損なうことのないよう留意すること。

ア 「あっせんの相手方が売却しようとする古物」とは、インターネット・オークションに出品された古物を指す。

イ 「疑いがあると認めるとき」とは、古物競りあっせん業者が疑いを主観的に抱く場合をいう。

##### (2) 申告先

申告先の「警察官」は、特に限定されていないため、申告に対応する業務を円滑に遂行できるよう、次に掲げる部署に対して申告すべき旨を古物競りあっせん業者に周知すること。

ア 申告の対象である古物について、既に被害届が提出されている場合は、当該被害届を受理した警察署

イ 申告の端緒となった通報を古物競りあっせん業者に行った者があり、かつ、当該通報を行った者の住所等が判明している場合は、その住所等を管轄する警察本部のハイテク犯罪担当部署又は古物営業担当部署

ウ 前記ア又はイ以外の場合は、古物競りあっせん業者の営業の本拠となる事務所の所在



地を管轄するハイテク犯罪担当部署又は古物営業担当部署

(3) 申告の内容

申告の内容である「その旨」とは、出品された特定の古物について盗品等の疑いがあると認める旨をいい、申告に当たっては、対象となる古物が出品されているホームページのURL等により特定しなければならない。

(4) 申告の方法

申告の方法は、特に限定されていないが、具体的な方法としては、次の方法等が考えられる。

ア 対象となる古物の出品画面のファイルを電子メールにより送信する方法

イ 対象となる古物の出品画面を印刷してファクシミリにより送信する方法

ウ 電話により通報する方法

5 記録の作成及び保存（法第21条の4関係）

(1) 記録の作成及び保存の努力義務

ア 記録の作成及び保存の努力義務は、「あっせんを行つたとき」に課されているので、出品はされたが落札されなかった古物については、その対象とはならない。

イ 記録の作成及び保存について古物営業法等の規定により行政指導を行う場合には、記録の作成及び保存が努力義務であることに留意すること。

(2) 記録の作成に努めるべき事項

ア 規則第19条の3第1項第1号中「あっせんに係る古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供した年月日」とは、古物の出品日を指す。

イ 規則第19条の3第1項第2号中「あっせんに係る古物に関する事項」・「であつて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供したもの」とは、古物の出品情報でサイトに掲載されたものを指し、具体的には、出品物の品名、出品者が付した商品の説明、出品物の画像といった、出品者が送信したものは該当するが、古物競りあっせん業者が付した、出品物のカテゴリー名、Q&Aシステムによる問答内容、サイトに掲載された広告等は該当しない。

ウ 規則第19条の3第1項第2号中「あっせんの相手方を識別するための文字、番号、記号その他の符号であつて、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供したもの」とは、出品者・落札者のユーザーID等でサイトに掲載されたものを指す。

エ 規則第19条の3第1項第3号中「あっせんの相手方が当該古物競りあっせん業者によるあっせんのため当該古物競りあっせん業者が記録することに同意した上であらかじめ申し出た事項であつて、当該相手方の真偽の確認に資するもの」とは、出品者・落札者がユーザー登録等の際に登録した人定事項であつて、古物競りあっせん業者が記録することに同意のあるものを指し、この人定事項としては、ユーザーID等に加えて、通常、住所、氏名及び年齢があれば十分であるが、これらと同程度の特定ができるものであれば、他の事項でも差し支えない。

(3) 記録の保存方法

記録の保存方法は、特に限定されていないが、具体的な方法としては、次の方法等が考

えられる。

ア サーバー上で公衆の閲覧に供することができる状態で保存すること。

イ 公衆の閲覧に供することを前提とせずにサーバー上のハードディスクで保存すること。

ウ 磁気テープに記録してそのテープを保存すること。

エ 記録を用紙に印刷してその用紙を保存すること。

(4) 記録の保存方法に係る努力義務を満たしていると認められる場合

ア 古物競りあっせん業者が義務付けられているのは、記録の保存に努めることであり、記録の保存方法に係る努力義務を満たしていると認められるものとして、次の場合が考えられる。

(ア) 当該業者が古物の画像は1年間保存していなくても、その他の出品情報をテキストデータ等で1年間保存している場合

(イ) 現に1年間記録を保存していなくても、1年間保存するための具体的計画（そのための手段と目標達成に至る過程が具体的に示されているものに限る。）がある場合

イ 大規模災害等が発生した場合、古物競りあっせん業者の置かれている個別具体的な状況に照らし、前記(2)から(4)のアまでによる記録の作成及び保存を実施することが困難であると公的機関により判断されるようなときには、当該記録の作成及び保存をそのとおり実施しなくても法第21条の4の規定に違反するものではない。

6 古物競りあっせん業者に係る認定（法第21条の5関係）

(1) 申請の手續（規則第19条の4関係）

規則第19条の4第4項第2号中「業務を行う役員」とは、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、有限会社又は株式会社の取締役、委員会等設置会社の執行役等をいい、合資会社の有限責任社員、有限会社又は株式会社の監査役等は該当しない。

(2) 欠格事由（規則第19条の5関係）

ア 規則第19条の5第1号の「営業を開始した日から二週間を経過しない者」が欠格事由とされているのは、認定を申請した者にある程度の営業実態が存在しなければ、公安委員会が適切な審査を実施できないおそれがあるからである。

イ 外国における前科等が欠格事由に含まれているのは、外国において古物競りあっせん業を営んでいた者が、新たに日本国内に事務所を設けて認定を申請する場合には、外国における前科等を日本国内における前科等と同等に取り扱うことが相当であるからである。

(3) 盗品等の売買の防止等に資する方法の基準（規則第19条の6関係）

国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりである。

ア 古物の出品を受け付けようとするときに、口座振替による認証、特別のクレジットカード認証その他これらに準じる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講じること（規則第19条の6第1号）とされ、当該措置は、出品を受け付ける前に実施することとされているので、古物競りあっせん業者が申込みを受けた後、直ちに出品を認めようとする場合には、当該措置を即時に行う必要がある。

- (ア) 「古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受ける」こととは、出品者から出品を受け付けることを指す。
- (イ) 「当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等・・・が承諾していることを確かめること」とは、口座振替による認証を指す。
- (ウ) 「当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめること」とは、特別のクレジットカード認証（通常のクレジットカード認証に加えて、生年月日、セキュリティコード等当該クレジットカードを発行した者があらかじめ出品者について登録している情報と出品者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることをいう。）を指す。
- (エ) 「その他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのもの」とは、口座振替による認証又は特別のクレジットカード認証と同程度になりすましが困難な措置をいい、具体的には、次の措置等が該当する。
- a 通常のクレジットカード認証に加えて、出品手続に必要なパスワード等を出品者の住所あてに郵送で通知すること。
  - b 古物競りあっせん業者が落札者から代金を預かり、出品者の本人名義の預貯金口座に振り込むことを約すること。
  - c 出品者が電子署名を行った電子メールであって、認定（外国）認証事業者の電子証明書により利用者に係る確認ができるものを受信すること（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条及び第3章参照）。
  - d 前記 a から c までの各措置（口座振替による認証及び特別のクレジットカード認証を含む。）を執った者に対して発行したID・パスワードを入力させること。
- (オ) 口座振替による認証、特別のクレジットカード認証及び「これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのもの」については、これらのいずれかの一つのみを実施する場合又はその全部若しくは一部のうちから出品者に選択させた措置を実施する場合でも、基準に適合する。
- イ 出品者が入力等したメールアドレスあてに電子メールを送信し、その到達を確かめること（規則第19条の6第2号）
- 「その到達を確かめる」方法としては、出品者に送信した電子メールに特定のホームページのURLとパスワードを記載し、出品者に当該ホームページで当該パスワードを入力させることなどが挙げられる。
- ウ 出品者に対し、シリアルナンバー等が付されている古物を出品する場合には、当該シリアルナンバー等をサイトに掲載するよう勧奨すること（規則第19条の6第3号）
- (ア) 「製造番号その他の当該古物を特定するに足りる事項」とは、自動車の車体番号、コンピュータの製造番号等物品を特定する目的で付された番号、記号等をいう。
- なお、この措置は、コンピュータソフトウェアのプロダクトキー（当該ソフトウェアを起動するための暗証番号をいう。）等本来物品を特定する目的で付されたものではないものの掲載まで求めるものではない。

- (イ) 「勸奨」の方法については、古物競りあっせん業の利用規約等に記載するのが原則であるが、ヘルプページ等に、利用規約等と同程度に利用者が閲覧しやすく、かつ、利用者に訴求できるように記載することも認められる。
- (ウ) 「電気通信回路に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供」することの意義については、前記第3の5の(1)を参照すること。
- エ 盗品等である古物が出品されていることなどについて利用者から通報を受けるための専用の連絡先を設け、その連絡先に関する事項を利用者が閲覧しやすいようにサイトに掲載すること(規則第19条の6第4号)
  - (ア) 「盗品等である古物が出品されている」については、通報者の主観によればよく、出品物が客観的に盗品等と認められる場合でなければならないものではない。
  - (イ) 「専用の連絡先」としては、インターネット・オークションのホームページでブラウザから直接入力するフォーム、電子メールアドレス、電話番号等が挙げられる。
  - (ウ) 「古物の売買を希望する者が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」方法については、個々の古物の出品ページに掲載するのが原則であるが、トップページに掲載することも認められる。
- オ 前記エの通報を受けて古物競りあっせん業者が執った措置等を、当該通報をした者に通知すること(規則第19条の6第5号)とされ、通報者に対する通知は、通報者の「連絡先が明らかな場合」に行えば足りる。
  - (ア) 「連絡先が明らかな場合」としては、通報者の連絡先が古物競りあっせん業者への通報の際に明示されている場合等が挙げられる。
  - (イ) 「当該通報を受けてとった措置」としては、法第21条の3の規定により申告を行ったことなどが挙げられる。
  - (ウ) 「措置をとらないこととした場合はその旨」としては、通報を受けて検討したが、盗品等の疑いの有無が判断できず特段の措置を執らなかった場合に、その結果を通知することが挙げられ、通報に対して何らの対処もせず、単に「最寄りの警察に相談してください」などと回答することは該当しない。
- カ 営業時間外において警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)から連絡があった場合において、当該連絡のあったことを15時間以内に了知するための措置を講じていること(規則第19条の6第6号)とされ、基準に適合する措置としては、次のものなどが挙げられる。
  - (ア) 警察本部長等から連絡を受ける担当者が、電話番号を警察に届け出た携帯電話を所持すること。
  - (イ) 留守番電話を設け、15時間以内で定期的に、警察本部長等からの連絡が録音されているかを確認すること。
  - (ウ) 当直体制(顧客サービスのためのものでも、警察本部長等からの連絡にも対応するものであれば含まれる。)を整備すること。
- キ 盗品等である古物の出品を禁止すること(規則第19条の6第7号)
  - (ア) 「あっせんの申込み」とは、インターネット・オークションに出品することを指す。
  - (イ) 「禁止」の方法としては、利用規約等に記載して、古物競りあっせん業者と利用者

との間で契約することなどが挙げられる。

ク 盗品等を買った場合には被害者等からその返還請求を受けることがあること、盗品等については刑事訴訟法（昭和23年法律第 131号）の規定により押収を受けることがあることを、入札者等が閲覧しやすいようにサイトに掲載すること（規則第19条の6第8号）

(ア) 規則第19条の6第8号本文中「あっせんの相手方が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」方法については、入札を申し込むページや出品を申し込むページに掲載するのが原則であるが、トップページに掲載することも認められる。

(イ) 規則第19条の6第8号イ中「被害者又は遺失主による盗品又は遺失物の回復の請求」とは、民法（明治29年法律第89号）第 193条又は第 194条の規定による盗品又は遺失物の回復の請求をいう。

(ウ) 規則第19条の6第8号ロ中「刑事訴訟法・・・の規定」による「押収」とは、刑事訴訟法第 218条の差押え、同法第 221条の領置等をいう。

ケ 古物競りあっせん業を外国で営む者にあつては、日本国内に住所等を有する警察本部長等との連絡担当者を1名選任すること（規則第19条の6第9号）

(ア) 基準は、古物競りあっせん業（日本国内に在る者をあっせんの相手方とするものに限る。）を外国において営む者（以下「外国古物競りあっせん業者」という。）にのみ適用される。

(イ) 古物競りあっせん業が「日本国内に在る者をあっせんの相手方とするもの」に限定されているのは、日本国内に在る者が利用できないものを除外する趣旨であり、日本国内に在る者及び外国に在る者も利用できるサービスを提供する事業者は、外国古物競りあっせん業者に該当する。

なお、「連絡担当者」は、外国古物競りあっせん業者の従業員でなくてもよい。

コ 前記ア及びイはインターネットにおける匿名性を低減させること、ウからオまでは盗品等の速やかな発見に資すること、カは古物競りあっせん業者の迅速及び適確な対応に資すること、キは盗品等の売買を防止すること、クは入札者等が盗品等の落札を回避するようにすること、ケは報告徴収の実効を確保することなどを目的としている。

(4) 表示（法第21条の5第2項及び第3項関係）

ア 規則第19条の8第2項中「古物の売買を希望する者が容易に閲覧できるように電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法」の意義については、前記第6の6の(3)のエの(ウ)を参照すること。

イ 表示に当たっては、おおむね縦80ピクセル、横60ピクセル以上の大きさで行うことが望ましい（携帯電話等に表示する場合を除く。）。

ウ 表示は、盗品等の売買防止及び速やかな発見に関するものであり、それ以外の制度との混同を招かないよう、広報啓発等の際に留意すること。

(5) 認定の取消し（規則第19条の10関係）

ア 規則第19条の10第1項第4号中「その認定に係る古物競りあっせん業に関し他の法令違反があったとき」としては、認定に係る古物競りあっせん業を利用して偽ブランド品専用のオークションを開催し、商標法違反幫助により検挙された場合等が挙げられる。

イ 認定古物競りあっせん業者が取消事由に該当した場合であっても、公安委員会は「認定を取り消すことができる」とどまる。したがって、例えば、業務を行う役員が罰金以上の刑に処せられたとしても、犯罪の内容が業務との関係では必ずしも重大とは言えず、認定古物競りあっせん業者が当該役員を直ちに解任したような場合には、取消しをしないことも可能である。

## 7 外国古物競りあっせん業者に係る認定（法第21条の6関係）

### (1) 申請の手続（規則第19条の11関係）

ア 規則第19条の11第4項第1号イ中「住民票の写しに代わる書類」としては、外国政府が発行した身分証明書の写し等が挙げられる。

イ 規則第19条の11第4項第2号イ中「登記簿の謄本に相当する書類」としては、日本国の登記簿の謄本と同様の書類で外国政府が発行したものなどが挙げられる。

### (2) 廃止等の届出（規則第19条の13関係）

廃止等の届出書は、各国の国内事情が異なることを考慮して、廃止又は変更があった場合に「遅滞なく」提出することとされており、合理的な理由がないのに提出が遅滞することは、認められない。

## 8 競りの中止の命令（法第21条の7関係）

競りの中止の命令は、古物競りあっせん業者に対し、コンピューター・プログラムの改編、連絡体制の整備、通信機器の更新等を義務付けるものではないので、運用に当たって留意すること。

### (1) 盗品等であると疑うに足りる相当な理由

「盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある」とは、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在することをいい、財産犯の被害が発生している場合であって、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるときには、当該「相当な理由」があると認められるのが通常である。

なお、被害の発生は、被害届の提出の有無等により判断することとなり、被害品と出品物との同一性は、シリアルナンバー等の顕著な特徴の合致する物又は官公庁の身分証明書、市販前の商品等ほとんど流通していない物が出品されており、かつ、直近に同種の物の被害届が提出されていることなどにより、判断することとなる。

### (2) 競りが終了した古物に関する命令の発出の可否

命令の内容は「競りを中止すること」であるから、競りが終了した古物に関して命令を発出することは認められない。

### (3) 命令の履行結果の確認

命令の履行結果については、当該命令の発出に係る事務を担当した者が当該命令に係る古物を掲載していたページを閲覧して履行の状況を確認すること、法第22条第3項の規定により当該命令の履行について報告を徴収することなどにより確認すること。

### (4) 命令の発出方法

ア 競りの中止の命令は、競りの中止命令書を古物競りあっせん業者に交付又は送付して行うこととなるが、緊急を要し、当該命令書を交付又は送付するいとまがない場合は、ファクシミリ等で当該命令を発出することができる。この場合には、事前又は事後に古物競りあっせん業者の担当部署と連絡を取るとともに、当該業者が指定するファクシミリ

リ番号等に送信するなど、競りの中止に係る業務が円滑に行われるよう配慮することとし、さらに、速やかに当該命令書を交付又は送付すること。

イ 競りの中止の命令は、発出時の古物競りあっせん業者との意思疎通を確保するため、原則として、古物競りあっせん業者の営業時間内に発出すること。ただし、翌営業日の営業開始以前に競りの終了時刻が設定されている場合、古物競りあっせん業者が競りの中止の命令を速やかに発出するよう求めている場合等緊急の対応が必要である場合は、この限りでないが、営業時間外に命令を発出することがあることについて、管内の古物競りあっせん業者の確認を得ておくこと。

(5) 命令を受けてから履行するまでに許容される時間

命令を受けた古物競りあっせん業者が当該命令を履行するまでには、一定の合理的な時間が必要であるので、古物競りあっせん業者は、当該命令を了知してから2営業時間以内に履行しなければならないものとする。ただし、機器の故障等不測の事態により2営業時間以内に命令を履行できない場合には、直ちに法第21条の7違反に問われるものではない。

(6) 競りの中止命令書の記載要領

ア 「競りを中止すべき古物」の欄には、古物競りあっせん業者が競りを中止すべき古物を特定できるよう、当該古物が掲載されているページのURL等を記載すること。

イ 欄外には、当該業者が命令の発出元の真偽を確認することができるよう、担当者名並びにその所属部署の名称及び電話番号を記載すること。

(7) 古物競りあっせん業者の担当部署の把握

競りの中止に係る業務が円滑に行われるよう、古物競りあっせん業者の当該業務の担当部署、その電話番号等を把握しておくように努めること。

(8) 意見陳述のための手続の要否

競りの中止の命令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に行う不利益処分である。このため、発出に当たっては、同条第1項各号に規定する意見陳述のための手続を執る必要はない。

(9) 競りの中止の命令の発出の適否

ア 競りの中止は「命ずることができる」とされているので、「盗品等と疑うに足りる相当な理由」がある場合でも、個別の事案における妥当性を考慮して、命令を発出しないこともあり得るものであり、特に、競りの中止の命令は、財産犯の捜査に不測の影響を及ぼすおそれがあるため、その発出に当たっては、捜査部門と連携を図り、競りの中止の命令の必要性及び財産犯の捜査の必要性を勘案して、個別の事案における妥当性を判断しなければならない。この場合において、その判断に当たっては、被害者の被害回復の意向の程度、出品物が散逸する可能性（出品物が落札される可能性が低ければ、散逸の可能性は低くなるのが通常である。）、命令の発出が被疑者の逃走又は証拠隠滅につながる可能性（被疑者の身柄が確保されている場合、被疑者と出品者とが別人である場合又は警察が出品を把握していることを出品者が承知している場合には、その可能性は低くなるのが通常である。）等を考慮すること。

イ 競りの中止の命令は、財産犯の捜査とは別個のものであるから、いずれか一方を行う

ことにより他方を行う必要がなくなるものではない。

## 9 報告徴収（法第22条第3項及び第4項関係）

### (1) 古物競りあっせん業者からの報告徴収

報告を求められた古物競りあっせん業者は、その時点で保有している情報を報告すれば足り、報告を求められたことにより法的な調査義務を負うものではない。したがって、求められた情報を保有していない場合には、その旨を報告すれば、法第22条第3項違反には問われない。

ア 「必要があると認めるとき」とは、法の施行に必要があると認めるときをいう。

イ 警察本部長等は、「盗品等」に関し、必要な報告を求めるものであるが、ここにいう「盗品等」に関する事項は、個別の盗品等に関するものに限らず、盗品等の売買防止等について執っている措置等も含む。

ウ 「報告」は、法に規定する古物競りあっせん業者の義務（通常は、競りの中止の命令に関するものとなる。）の遂行の確認及び競りの中止の命令を発出するために必要な事項の調査に必要な範囲で求めるものである。

### (2) 運用上の留意事項

ア 古物競りあっせん業者又は認定外国古物競りあっせん業者から迅速に報告が得られるように、報告を求める内容は十分に特定すること。

イ 報告の内容は第6の9の(1)のとおりとされているので、報告徴収の規定を、法第19条に規定する品触れのように、個別の古物が出品されているか否かを照会するために運用しないこと。

ウ 出品情報及び入札額を送受信する通信の通信当事者の住所、氏名等、通信日時、発信場所、通信内容、通信回数及び通信の存在の事実について報告を求める場合には、ホームページに掲載された事項及び報告について通信当事者の同意のある事項に限って行うこと。

なお、特定のユーザーIDを与えられている者の住所、氏名等について報告を求めることについては、特段の問題はない。

エ 報告徴収は、刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会とは別個のものであるので、古物競りあっせん業者に対して捜査について必要な事項の報告を求める場合には、同項による照会によること。

## 第7 行商に係る許可証等の携帯等について（法第11条関係）

行商の意義については、前記第3の4で述べたとおりであり、古物商又はその代理人等が、前記第3の4の(1)から(3)までの取引を行う場合には、法第11条の規定により許可証又は行商従業者証を携帯しなければならないことに留意し、その旨の指導を徹底すること。

## 第8 標識の掲示等について（法第12条関係）

### 1 標識の掲示（法第12条第1項関係）

法第12条第1項中「公衆の見やすい場所」とは、営業所等の入口等、通常街路等を通行する一般公衆において、社会通念上見やすいと認められる場所をいう。

### 2 許可証の番号等の表示（法第12条第2項関係）

(1) 「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供」することの意義については、前記第3の5の(1)を参照すること。



(2) 許可証の番号等は「その取り扱う古物に関する事項と共に」表示しなければならないので、取り扱う古物を掲載している個々のページ又は古物を取り扱うサイトのトップページに掲載する必要がある。

(3) 許可証の番号等の表示には特段の様式はないが、著しく小さい文字で表示し、又は不当に分かりにくい位置に表示することは、法に規定する表示とは認められない。

## 第9 管理者について（法第13条関係）

### 1 管理者として選任すべき者（法第13条第1項関係）

(1) 法第13条第1項においては、管理者の職責に関し、「営業所又は古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者」と規定されている。したがって、管理者は、営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）における業務を統括管理して下位の従業者等を指揮監督し、古物営業関係法令を遵守させて当該営業所等における業務を適正に実施させ得る者でなくてはならず、従業者を実質的に指揮監督する職にある者でなければならない。

なお、古物商等自らが当該営業所等における業務の実施を実質的に統括管理することができる場合にあつては、当該古物商等が自らを管理者として選任することも許容される。

(2) 法第13条第1項においては、管理者は、「営業所又は古物市場ごとに」選任しなければならないこととされている。したがって、管理者は、それぞれの営業所等に常勤して管理者の業務に従事し得る状態にななければならない。

しかし、複数の営業所等が近接しており、双方の営業所等を実質的に統括管理することができ、管理者の業務を適正に行い得る場合にあつては、同一人が当該複数の営業所等の管理者を兼任することも許容される。

### 2 古物商等が管理者に得させるよう努めなければならない知識、技術又は経験について（法第13条第3項関係）

(1) 規則第14条中「当該知識、技術又は経験を必要とする古物営業の業務に3年以上従事した者が通常有」する知識、技術又は経験とは、必ずしも現実に3年間当該古物営業に従事しなければ得ることのできないものではないが、少なくとも客観的にそれと同程度と認められるものでなければならない。

したがって、3年より短い期間で当該知識、技術又は経験を修得するためには、例えば、先任者から不正品を見分けるための知識若しくは技術の教示若しくは指導を受け、又は短期間により多数の中古自動車を取り扱うことにより経験を重ねるなどして、通常の場合よりも積極的に当該古物営業に従事すること等が必要となる。

(2) 規則第14条中「一般社団法人又は一般財団法人その他の団体が行う講習」とは、それを受講することにより「当該知識、技術又は経験を必要とする古物営業の業務に3年以上従事した者が通常有」する知識、技術又は経験をすることができるものでなければならない。「その他の方法」についても同様である。

### (3) 解任の勧告（法第13条第4項関係）

法第13条第4項の解任の勧告は、行政処分ではなく、これに従うか否かについては、古物商等の自主的判断にまたれるものである。

### (4) 改正法の施行に伴うみなし新法許可者による管理者の選任について

改正法の施行により新たに管理者を選任しなければならないこととなったみなし新法許可者は、改正法施行後直ちに管理者を選任し、規則附則第2条の規定により、改正法の施

行日以後「速やかに」当該管理者の氏名等を公安委員会に届け出なければならない。ここで、「速やかに」とは、施行日以後管理者の氏名等を届け出るために必要とされる合理的期間が経過するまでにと意である。

#### 第10 確認等について（法第15条関係）

- 1 相手方から、印鑑登録証明書及び登録された印鑑を押印した書面の送付を受けること（規則第15条第3項第1号）の措置
  - (1) 当該措置は、相手方からいわゆる実印の印影を提出させ、当該実印の印鑑登録を受けた者であることを疎明させるものである。
  - (2) 「書面」には特に制約はなく、買取り申込書、査定申込書等のほか、印影以外の文字等が記載されていないものでもよい。
  - (3) 当該措置においては、併せて、相手方からその者の住所、氏名、職業及び年齢（以下「住所等」という。）の申出を受けなければならない。
- 2 相手方に対して、本人限定受取郵便物等を送付し、その到達を確かめること（規則第15条第3項第2号）の措置
  - (1) 当該措置は、本人限定受取郵便物等が、名あて人等であることを証明するに足りる一定の書類を提示しなければ受け取ることができない取扱いをされることを利用して、相手方が名あて人本人であることを疎明させるものである。
  - (2) 「名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる郵便物」とは、日本郵政公社の内国郵便約款（以下「約款」という。）第144条に規定する本人限定受取郵便物をいう。
  - (3) 「名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる」・「信書便物」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定するものをいう。
  - (4) 「到達を確かめる」方法には、次のようなものが含まれる。
    - ア 送付した本人限定受取郵便物等を古物と同封させて返送させる方法
    - イ 本人限定受取郵便等により受付票等を送付し、当該受付票等を古物と同封させて返送させる方法
    - ウ 本人限定受取郵便物等に受付番号等を記載して送付し、当該受付番号等を相手方から電話、電子メール等により連絡させる方法
    - エ 本人限定受取郵便等で往復葉書を送付し、その返信部を相手方から送付させる方法
    - オ 本人限定受取郵便等で梱包材を送付し、その梱包材で梱包して古物を送付させる方法（古物商が送付した梱包材と相手方から送付を受けた古物の梱包材との同一性が判断できるように、自社専用で第三者が入手できない梱包材を使用する、梱包材に個別の番号を付しておくなどの措置が必要である。）
  - (5) 当該措置においては、併せて、相手方からその住所等の申出を受けなければならない。
- 3 相手方に対して本人限定受取郵便等で金品を送付する方法で、古物の代金を支払う旨を合意すること（規則第15条第3項第3号）の措置
  - (1) 当該措置は、前記第10の2と同様に、本人限定受取郵便物等が、名あて人等であることを証明するに足りる一定の書類を提示しなければ受け取ることができない取扱いをされることを利用するものであり、その到達を確かめることとされていないのは、古物を売却す

- る動機は通常の場合は売却代金を入手することであるから、当該合意がなされる場合には相手方が申し出る住所等は真正であると考えられることによる。
- (2) 当該措置は、合意された方法により実際に支払いが行われることを前提としているから、古物商が当該合意と異なる方法により代金を支払う場合には、改めて相手方の真偽を確認するための措置を執ることが必要である。
- (3) 当該措置を執る場合においては、併せて、相手方からその住所等の申出を受けなければならない。
- 4 相手方から住民票の写し等の送付を受けるとともに、当該住民票の写し等に記載された住所に宛てて、転送をしない取扱いをされる配達記録郵便物等を送付し、その到達を確かめること（規則第15条第3項第4号）の措置
- (1) 当該措置は、相手方の実在性を住民票の写し等により疎明させるとともに、相手方と住民票の写し等に記載された者との結び付きを配達記録郵便物等により疎明させるものである。
- (2) 「住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）又は印鑑登録証明書」は、市区町村が発行する身元に関する資料であり、住民基本台帳等にあらかじめ記録等がされている者について発行されるものであるから、そこに記載されている者の実在性を疎明することができる。また、市区町村から複数発行されるものであるから、相手方がその原本を古物商に送付することができるものである。
- (3) 「引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物」とは、約款第141条に規定する配達記録郵便物及び同約款第44条に規定する小包郵便物並びに郵便法（昭和22年法律第165号）第58条に規定する書留とする郵便物をいい、これらの郵便物は、受取人に配達するときにその配達の証に受取人の受領の証印を受ける等の取扱いをすることとされているので、郵便物があて所に所在する者に交付されたこと（あて所のポストから抜き取られたりしていないこと。）を疎明することができる。
- (4) 「これと同様の取扱いをされる貨物」とは、いわゆる宅配便のうち、貨物の引渡しを受けた者の受領の証印を受ける等の取扱いをすることとされているものをいう。
- (5) 「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。」については、宅配便の業務には各種の法令が関係しているところ、少なくとも違法な営業を行っていない事業者を利用することを求める趣旨である。
- (6) 「転送をしない取扱い」とは、郵便法第44条に規定する転送等、差出人等が指定した送付先と異なる場所に送付する取扱いをしないことをいい、このような取扱いが求められているのは、差出人等が指定した送付先と異なる場所に送付されれば、配達記録郵便物等を送付してその到達を確かめても、当該送付先の住所等と相手方が結びつくことにはならないからである。
- (7) 住民票の写し等の送付と配達記録郵便物等の送付等については、どちらを先に行っても差し支えない。
- (8) 引受け及び配達の記録をする取扱いをされる「信書郵便物」の意義については前記第10の2の(3)を、「到達を確かめる」方法の例については同(4)をそれぞれ参照すること。

- (9) 当該措置においては、併せて、相手方からその住所等の申出を受けなければならない。
- 5 相手方から住民票の写し等の送付を受けるとともに、当該住民票の写し等に記載された氏名を名義とする預貯金口座等に入金する方法により古物の代金を支払う旨を合意すること（規則第15条第3項第5号）の措置
- (1) 当該措置は、相手方の実在性を住民票の写し等により疎明させるとともに、相手方と住民票の写し等に記載された者との結び付きを預貯金口座又は郵便振替口座（以下「預貯金口座等」という。）の名義により疎明させるものである。
- (2) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）第3条の規定により、預貯金口座等の開設に当たっては本人確認が義務付けられたので、第三者の名義の預貯金口座等を保有することは、通常の場合は困難となっている。一方、古物を売却する動機は、通常の場合は売却代金を入手することであるから、当該合意が行われる場合には、相手方は第三者が保有している預貯金口座等を入金先に指定することはないと考えられるため、入金先とする預貯金口座等の名義は、相手方の氏名を疎明することができる。
- (3) 「これらの口座への振替の方法」を執るに当たっては、振替先の預貯金口座等の名義を古物商において了知することが必要であるが、一般的な口座振替依頼書では、振替先の預貯金口座等の名義までは記載されていない場合もあるので、そのような場合には、当該預貯金口座等が開設されている金融機関に問い合わせるなどしてその名義を把握するようにしなければならない。
- (4) 当該措置の順序については前記第10の4の(7)を、実際の支払方法を合意と異ならせる場合の取扱いについては同3の(2)をそれぞれ参照すること。
- (5) 当該措置においては、併せて、相手方からその住所等の申出を受けなければならない。
- 6 相手方から身元を確かめるに足る資料の写しの送付を受けるとともに、当該資料の写しに記載された住所に宛てて、転送をしない取扱いをされる配達記録郵便物等を送付して、その到達を確かめるほか、当該資料の写しに記載された氏名を名義とする預貯金口座等に入金する方法により古物の代金を支払う旨を合意すること（規則第15条第3項第6号）の措置
- (1) 当該措置は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の写しにより相手方の身元を疎明しようとするものであるが、当該写しについては、巧妙に偽造された物を特段の技術を要せず作成することができるのが実態である。このため、相手方と当該写しに記載された者との結び付きについて、住所と氏名の双方の観点から検証することとし、配達記録郵便物等の送付等と本人名義の預貯金口座等への入金を併用するものである。
- (2) 「その者の身元を確かめるに足る資料」には、規則で例示されているもののほか、通常、健康保険又は介護保険の被保険者証、国民年金手帳、旅券等が該当する。また、例えば、送付する国民健康保険被保険者証の写しに記載された住所と現住所が異なる場合には、当該国民健康保険被保険者証の写しとともに公共料金の領収証書を補充的に用いることができる。
- (3) 「写し」については、相手方が変造を行った場合にその痕跡が判別困難にならないようにするため、「明瞭に表示されたもの」に限定されており、このため、コピーは「写し」として認められるほか、コピーを原稿としてファクシミリにより送受信した場合については、当該ファクシミリにより送信されたものが十分に明瞭であるときに限り、「写し」と

して認めるものとする。また、デジタルカメラやスキャナーにおいて作成した身元を確かめるに足りる資料に係る画像ファイルを電子メール等によって受けることも、当該画像が十分に明瞭である場合には、「写し」として認めることとし、これらの画像を印刷した書面の送付を受けることも、当該印刷物がコピーと同程度に明瞭である場合に限り、「写し」として認めるものとする。

(4) 送付を受けた資料の写しを法第16条の帳簿等又は電磁的方法による記録とともに保存することとしたのは、警察職員が立入検査（法第22条第1項）を実施した際に当該写しを点検することにより、その偽造を看破できるようにするためである。

ア 保存方法については、帳簿に貼付する等の必要はないが、当該写しに取引状況や整理番号を添付、付記して帳簿等又は電磁的方法による記録と一体的に保存するなどして、当該写しがどの取引において送付を受けたものであるかが分かるようにしておかなければならない。

イ 保存期間については、送付を受けた取引に係る帳簿等又は電磁的方法による記録と同期間保存する必要があるが、当該期間が満了すれば廃棄して差し支えない。

(5) 「転送をしない取扱い」の意義等については前記第10の4の(6)を、「到達を確かめる」方法の例については同2の(4)を、「これらの口座への振替の方法」の内容については同5の(3)を、措置の順序については同4の(7)を、実際の支払方法を合意と異ならせる場合の取扱いについては同3の(2)をそれぞれ参照すること。

(6) 当該措置においては、併せて、相手方からその住所等の申出を受けなければならない。

7 法第15条第1項第1号から第3号まで又は規則第15条第3項第1号から第6号までに掲げる措置を執った者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法により、相手方について当該措置を既にとっていることを確かめること（規則第15条第3項第7号）の措置

(1) 当該措置は、いったんその真偽を確認するための措置を執った相手方については、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定する識別符号を付し、その送信を受ける方法等によりそのことを確かめることができた場合には、改めて同様の措置を執る必要はないこととするものである。

(2) 「識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定する識別符号をいう。）を付し、その送信を受けること」としては、例えば、ホームページを通じて古物の買取りを行う古物商が、特定の顧客との間で、最初にお取りを行った際に、その真偽を確認するための措置を執った上でID及びパスワードを付与し、2回目以降の取引の際には、当該ID及びパスワードを入力させる措置が挙げられる。

(3) 「その他のこれらの規定に掲げる措置をとった者を識別でき、かつ、その者に第三者がなりすますことが困難な方法」としては、例えば、古物商のコンピューターと相手方のコンピューターとが専用回線で結ばれている場合に、当該回線に接続された相手方の端末のうち、当該端末を使用できる者が既に真偽を確認するための措置を執った者（既に真偽を確認するための措置を執った者が、職務上の指揮、命令等により当該端末の操作を他の者に行わせること又は一定のプログラムに基づき、当該コンピューター同士で自動的に受発注が行われるようにすることも含む。）に限定されている端末からの申込みであることを

認証して受け付けることとする方法が挙げられる。これらの場合には、端末使用者を限定する措置が、相手方の真偽を確認するための措置の一部を構成することとなると解されることから、その限定の方法等を古物商と相手方との間で契約するなどして、相手方に端末使用者の限定を確実に実施させるように古物商自身が対処することが必要である。

- 8 規則第16条第2項第2号の「専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物」には、いわゆるファミコンゲーム専用機に用いられるコンピュータゲームのソフトのほか、パーソナルコンピュータ等を用いて行うコンピュータゲームのソフトが含まれ、フロッピーディスク、カセット等の形態を問わずすべてこれに含まれる。
- 9 規則第16条第2項第3号の「光学的方法により音又は影像を記録した物」とは、透明な円盤に挟まれた被膜に孔の形で信号を書き込むことで音又は影像を記録し、これにレーザー光線を照射し、その反射によって信号を読み出す物であり、具体的には、音楽や映画等を記録したCD、LD、DVD、ブルーレイディスク等である。したがって、磁気記録媒体や半導体ディスクに音楽や映画等を記録した物（カセットテープ、ビデオテープ、FD、MD、フラッシュメモリ等）は、対象とならない。
- 10 各種の古物に係る確認等の義務の範囲については、別表を参照すること。

第11 帳簿等への記載等について（法第16条から第18条まで関係）

- 1 規則第17条第2項第1号の書類は、規則別記様式第15号又は別記様式第16号の様式の帳簿ではないが、所定の記載事項が記載できるようになっており、かつ、あらかじめとじ合わせてあるものであり、同項第2号の書類は、取引伝票その他個々の取引ごとに所定の記載事項を記載することができる様式の書類であって、1枚ごとに分離された状態で記載するようになっているものである。
- 2 法第16条中「電磁的方法」による記録とは、フロッピーディスクやコンピュータのハードディスク等への入力による記録をいう。また、いわゆるPOSシステム（販売時の情報管理システムで、物品販売の売り上げをバーコード等で読み取り、単品で集計するもの）による記録は、法第16条第1号から第5号までの内容が網羅されていれば、電磁的方法による記録に該当するものとする。
- 3 「電磁的記録」が「直ちに書面に表示することができるようにして保存して」ある（法第18条第1項）といえるためには、フロッピーディスクやハードディスク等へ入力した記録を直ちにプリントアウトできるように、各営業所等にプリントアウトに必要な機器等を備え付けておくことが必要である。ただし、各営業所等において当該記録をプリントアウトすることが可能である限り、データ自体は本社や本部のコンピュータにおいて一括管理することも許容される。
- 4 法第18条において備え付けるべき帳簿等は、法第16条又は第17条の規定により所定の記載事項を記載した帳簿等であるから、例えば、古物の売却のみを行っている営業所にあつては、買い受けに係る事項を記載するための帳簿等をあらかじめ備え付けておく必要はない。例えば、古物商甲がA及びBの2つの営業所を有する場合において、営業所Aにおいては古物の買い受けのみを行い、営業所Bにおいては営業所Aにおいて買い受けた古物の売却のみを行っているときは、営業所Aには売却に係る事項を記載するための帳簿等を備え付けておく必要はなく、営業所Bには買い受けに係る事項を記載するための帳簿等を備え付けておく必要はない。

5 法第16条で規定する帳簿等への記載方法は、古物の品目等については、原則として1品ごとに記載することとされているが（規則別記様式第15号参照）、書籍については、同一人から同時に受け取ったものをまとめて記載することを認めることとし、まとめて記載する方法の具体例としては、次のようなものが考えられる。

(1) 主要な書籍一点の名称を記し、他はまとめて記載する場合

例 「書名」外〇冊

(2) 書籍の種類ごとに冊数を記載する場合

例 コミック〇冊、文庫〇冊、写真集〇冊

なお、CD・DVD等については、原則どおり1品ごとに帳簿等に記載を要するものとする。

6 帳簿等への記載等の義務の範囲については、別表を参照すること。

#### 第12 品触れについて（法第19条関係）

1 法第19条第1項中「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物」とは、旧法第20条の「ぞう物」と同義であり、刑法第2編第36章から第39章までの犯罪の構成要件に該当する行為によつて領得された物を指す。

2 「古物商又は古物市場主の承諾」を得るに当たっては、電子メールにより送信する方法又はファクシミリにより送信する方法の別並びに電子メールにより送信する方法において添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョンを明らかにすること。この場合において、承諾は、書面又は電磁的方法で得ること。

3 古物商又は古物市場主から、書面又は電磁的方法により、情報通信の技術を利用する方法による品触れを受けない旨の申出があつた場合には、当該方法による品触れは、それ以後は発出ししないこと。ただし、当該古物商又は古物市場主から再度承諾を得た場合は、この限りでない。

4 規則第19条の2第1号中「公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの」は、電子メールにより送信する方法を指す。

5 法第19条第4項中「品触れを受けたとき」とは、古物商又は古物市場主が情報通信の技術を利用する方法による品触れを受信したことを現実に了知したときをいう。

#### 第13 無償回復請求権について（法第20条関係）

法第20条中「商法第519条に規定する有価証券」とは、「金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券」をいい、具体的には、百貨店等の商品券、図書券、ビール券、お米券等がこれに該当する。

#### 第14 立入り及び調査について（法第22条関係）

1 法第22条第1項の規定による立入り等は、古物取引市場に盗品等が流入していないかどうかを見極めるとともに、古物商等の実態把握をし、帳簿等への記載等の義務等の様々な義務が遵守されているかどうかを調査することが目的である。

2 立入り等に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 生活安全部門の警察職員又はその指示監督を受けた警察官が行うこと。

- (2) 警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを提示すること。
- (3) 営業時間中に行うこと。
- (4) 立入り等は、犯罪捜査のために認められたものではない。したがって、関係者への言動には十分注意するとともに、犯罪事実を発見した場合であっても、立入りに係る報告書等をそのまま捜査報告書等とするようなことのないようにすること。
- (5) 立入り等は、営業所等の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

第15 指示について（法第23条関係）

- 1 法第23条の指示は、古物営業関係法令に違反する事実があった場合において、その違法状態を是正するために行うものであり、この目的を超えて、古物商等に過大な負担を課すものであってはならない。また、指示の内容は、当該違反状態の解消のための措置、将来の違反の防止のための措置等を具体的に示すものでなければならない。
- 2 指示は、行政処分であるので、その理由、内容、不服申立てをすることができる旨等を記載した公安委員会名の文書により行うこと。

第16 営業の停止命令及び許可の取消しについて（法第24条及び第25条関係）

- 1 営業の停止命令及び許可の取消しは、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものであるため、営業の停止を命じ、又は許可の取消しを行う場合には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定める手続に従って、意見陳述のための手続を執ること。
- 2 営業の停止命令又は許可の取消しは、その理由、内容、不服申立てをすることができる旨等を記載した公安委員会名の文書により行うこと。



別表

古物に係る確認及び帳簿等への記載の義務の範囲について

<input type="checkbox"/> オートバイ (自動二輪車及び原動機付自転車)		買取りの際の 相手方の確認	記 録	
			(買)	(売)
1 万円以上	オートバイ	○	○	○
	部分品	○	○	○
1 万円未満	オートバイ	○	○	○
	部分品 (ねじ、ボルト、ナット、コード等を除く。)	○	○	×
	部分品 (ねじ、ボルト、ナット、コード等)	×	×	×

<input type="checkbox"/> 自動車		買取りの際の 相手方の確認	記 録	
			(買)	(売)
1 万円以上	自動車 (その部分品を含む。)	○	○	○
1 万円未満	自動車 (その部分品を含む。)	×	×	×

<input type="checkbox"/> 美術品類 <input type="checkbox"/> 時計・宝飾品類		買取りの際の 相手方の確認	記 録	
			(買)	(売)
1 万円以上	美術品類、時計・宝飾品類	○	○	○
1 万円未満	美術品類、時計・宝飾品類	×	×	×

いわゆるファミコンソフト等  
 (家庭用コンピューターゲームのプログラムを記録した物)

CD・DVD等  
 (光学的方法により音又は映像を記録した物)

<input type="checkbox"/> 書籍		買取りの際の 相手方の確認	記 録	
			(買)	(売)
1 万円以上	いわゆるファミコンソフト等 CD・DVD等、書籍	○	○	×
1 万円未満	いわゆるファミコンソフト等 CD・DVD等、書籍	○	○	×

上記以外の古物

買取りの際の 相手方の確認	記 録	
	(買)	(売)

1万円以上	上記以外の古物	○	○	×
1万円未満	上記以外の古物	×	×	×

注 ○印は義務があることを、×印は義務がないことをそれぞれ示す。